

○長崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年長崎市条例第11号）

条例（現行）	条例（改正案）
<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う者(以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」という。)の職種及び員数は、次の各号に掲げる定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>定期巡回サービスを行う訪問介護員等(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。)</u> 交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者(以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。)をもつて充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であつて、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者(長崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年長崎市条例第10号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第6条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。)の業務に<u>3年以上</u>従事した経験を有する者をもつて充てることができる。</p>	<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う者(以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」という。)の職種及び員数は、次の各号に掲げる定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>定期巡回サービスを行う訪問介護員等</u> 交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者(以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。)をもつて充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であつて、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者(長崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年長崎市条例第10号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第6条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。)の業務に<u>1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上)</u>従事した経験を有する者をもつて充てること</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>3・4 （略）</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に<u>次の各号</u>に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、<u>午後6時から午前8時までの間</u>において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることことができる。</p> <p>(1)～(11) （略）</p> <p>(新設)</p> <p>6 （略）</p> <p>7 <u>午後6時から午前8時までの間は</u>、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。</p> <p>8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、<u>第1項の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間は</u>、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。</p> <p>9～11 （略）</p> <p>12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準条例第65条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準条例第64条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合について、指定居宅サービス等基準条例第65条第1項第1号アに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第5項の規定により同条第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみな</p>	<p>とができる。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に<u>次に掲げる</u>いずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、<u>当該施設等の職員</u>をオペレーターとして充てることことができる。</p> <p>(1)～(11) （略）</p> <p><u>(12) 介護医療院</u></p> <p>6 （略）</p> <p>7 <u>当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者</u>に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。</p> <p>8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、<u>第1項の規定にかかわらず</u>、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。</p> <p>9～11 （略）</p> <p>12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準条例第65条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準条例第64条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合について、指定居宅サービス等基準条例第65条第1項第1号アに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第5項の規定により同条第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみな</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>されているとき及び第 193 条第 10 項の規定により同条第 4 項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第 1 項第 4 号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>されているとき及び第 193 条第 14 項の規定により同条第 4 項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第 1 項第 4 号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>
<p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p>
<p>第 33 条 (略)</p>	<p>第 33 条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 前項本文の規定にかかわらず、午後 6 時から午前 8 時までの間に行われる随時対応サービスについては、市長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。</p>	<p>3 前項本文の規定にかかわらず、随時対応サービスについては、市長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>(地域との連携等)</p>	<p>(地域との連携等)</p>
<p>第 40 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、本市の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。)を設置し、おおむね 3 月に 1 回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p>	<p>第 40 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、本市の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。)を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p>
<p>2~4 (略)</p>	<p>2~4 (略)</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合は、<u>当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行うよう努めなければならない。</u></p>	<p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合は、<u>正当な理由がある場合を除き、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行わなければならない。</u></p>
<p>（訪問介護員等の員数） 第 48 条 （略） 2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者をもつて充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であつて、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、<u>3 年以上</u>サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもつて充てることができる。</p>	<p>（訪問介護員等の員数） 第 48 条 （略） 2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者をもつて充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であつて、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、<u>1 年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3 年以上）</u>サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもつて充てることができる。</p>
<p>（利用定員） 第 60 条の 25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を <u>9 人以下</u>とする。</p>	<p>（利用定員） 第 60 条の 25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を <u>18 人以下</u>とする。</p>
<p>（内容及び手続の説明及び同意） 第 60 条の 27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第 60 条の 34 に規定する<u>運営規程の概要</u>、療養通所介護従業者の勤務体制、第 60 条の 32 第 1 項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第 60 条の 35 第 1 項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制その他の利用申込者のサービスの選択</p>	<p>（内容及び手続の説明及び同意） 第 60 条の 27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第 60 条の 34 に規定する<u>重要事項に関する規程の概要</u>、療養通所介護従業者の勤務体制、第 60 条の 32 第 1 項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第 60 条の 35 第 1 項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制その他の利用申込者のサー</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p>	<p>ビスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>（準用）</p> <p>第 60 条の 38 第 11 条から第 14 条まで、第 17 条から第 19 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 35 条から第 39 条まで、第 42 条、第 43 条の 2、第 60 条の 7(第 3 項第 2 号を除く。)、第 60 条の 8 及び第 60 条の 13 から第 60 条の 18 までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 60 条の 13 第 3 項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 60 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「12 月」と、同条第 3 項中「当たつては」とあるのは「当たつては、利用者の状態に応じて」と、第 60 条の 18 第 4 項中「第 60 条の 5 第 4 項」とあるのは「第 60 条の 26 第 4 項」とする。</p>	<p>（準用）</p> <p>第 60 条の 38 第 11 条から第 14 条まで、第 17 条から第 19 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 35 条から第 39 条まで、第 42 条、第 43 条の 2、第 60 条の 7(第 3 項第 2 号を除く。)、第 60 条の 8 及び第 60 条の 13 から第 60 条の 18 までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第 35 条中「運営規程」とあるのは「<u>第 60 条の 34 に規定する重要事項に関する規程</u>」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 60 条の 13 第 3 項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 60 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「12 月」と、同条第 3 項中「当たつては」とあるのは「当たつては、利用者の状態に応じて」と、第 60 条の 18 第 4 項中「第 60 条の 5 第 4 項」とあるのは「第 60 条の 26 第 4 項」とする。</p>
<p>（従業者の員数）</p> <p>第 62 条 単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）、同法第 20 条の 4 に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、<u>介護老人保健施設</u>、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護</p>	<p>（従業者の員数）</p> <p>第 62 条 単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）、同法第 20 条の 4 に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、<u>介護老人保健施設</u>、<u>介護医療院</u>、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>
<p>2～7</p>	<p>2～7</p>
<p>(利用定員等)</p> <p>第 66 条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第 8 条第 20 項又は法第 8 条の 2 第 15 項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は<u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u>においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p>	<p>(利用定員等)</p> <p>第 66 条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第 8 条第 20 項又は法第 8 条の 2 第 15 項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は<u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u>(<u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>(第 180 条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。)においては施設ごとに1日当たり3人以下とし、<u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。</p>
<p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第 46 条第 1 項に規定する指定居</p>	<p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第 46 条第 1 項に規定する指定居</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第 54 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第 83 条第 7 項において「指定居宅サービス事業等」という。)について 3 年以上の経験を有する者でなければならない。</p>	<p>宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第 54 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第 83 条第 7 項及び第 193 条第 8 項において「指定居宅サービス事業等」という。)について 3 年以上の経験を有する者でなければならない。</p>
<p>(従業者の員数等)</p> <p>第 83 条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。))を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者をその利用者(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 45 条第 1 項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型</p>	<p>(従業者の員数等)</p> <p>第 83 条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。))を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者をその利用者(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 45 条第 1 項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>介護予防サービス基準条例第 44 条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上及び訪問サービス(小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う<u>小規模多機能型居宅介護</u>(第 7 項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を 1 以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第 5 項において同じ。)に当たる者を 1 以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。</p> <p>2~5 (略)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準</p>	<p>介護予防サービス基準条例第 44 条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上及び訪問サービス(小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う<u>小規模多機能型居宅介護</u>(第 7 項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所並びに当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び第 193 条第 8 項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を 1 以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第 5 項において同じ。)に当たる者を 1 以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。</p> <p>2~5 (略)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準</p>



条例（現行）			条例（改正案）		
<p>を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>			<p>を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>		
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。） 又は介護医療院	介護職員
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業</p>			<p>7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業</p>		

条例（現行）	条例（改正案）
<p>者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。</p>	<p>者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。</p>
<p>8～13 （略）</p>	<p>8～13 （略）</p>
<p>（管理者） 第 84 条 （略） 2 （略） 3 前 2 項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第 20 条の 2 の 2 に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、<u>介護老人保健施設</u>、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第 193 条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者をいう。次条、第 112 条第 2 項、第 113 条及び第 195 条において同じ。）として 3 年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>	<p>（管理者） 第 84 条 （略） 2 （略） 3 前 2 項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第 20 条の 2 の 2 に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、<u>介護老人保健施設</u>、<u>介護医療院</u>、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第 193 条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者をいう。次条、第 112 条第 2 項、第 113 条及び第 195 条において同じ。）として 3 年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>
<p>（指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者） 第 85 条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイ</p>	<p>（指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者） 第 85 条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイ</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>サービスセンター、<u>介護老人保健施設</u>、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であつて、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>	<p>サービスセンター、<u>介護老人保健施設</u>、<u>介護医療院</u>、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であつて、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>
<p>（協力医療機関等）</p> <p>第104条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、<u>介護老人福祉施設</u>、<u>介護老人保健施設</u>、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p>	<p>（協力医療機関等）</p> <p>第104条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、<u>介護老人福祉施設</u>、<u>介護老人保健施設</u>、<u>介護医療院</u>、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p>
<p>（管理者）</p> <p>第112条（略）</p> <p>2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、<u>介護老人保健施設</u>、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>	<p>（管理者）</p> <p>第112条（略）</p> <p>2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、<u>介護老人保健施設</u>、<u>介護医療院</u>、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>
<p>（指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者）</p> <p>第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、<u>介護老人保健施設</u>、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症で</p>	<p>（指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者）</p> <p>第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、<u>介護老人保健施設</u>、<u>介護医療院</u>、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等とし</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>ある者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であつて、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>	<p>て、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であつて、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>
<p>（指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針）</p>	<p>（指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針）</p>
<p>第 118 条 （略）</p>	<p>第 118 条 （略）</p>
<p>2～4 （略）</p>	<p>2～4 （略）</p>
<p>5・6 （略）</p>	<p>5・6 （略）</p>
<p>7 （略）</p>	<p>7 （略）</p>
<p>（新設）</p>	<p>8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p>
<p>8 （略）</p>	<p>9 （略）</p>
<p>（協力医療機関等）</p>	<p>（協力医療機関等）</p>
<p>第 126 条 （略）</p>	<p>第 126 条 （略）</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、<u>介護老人保健施設</u>、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p>	<p>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、<u>介護老人保健施設</u>、<u>介護医療院</u>、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p>
<p>（従業者の員数）</p>	<p>（従業者の員数）</p>
<p>第 131 条 （略）</p>	<p>第 131 条 （略）</p>
<p>2・3 （略）</p>	<p>2・3 （略）</p>
<p>4 第 1 項第 2 号の看護職員及び介護職員は、</p>	<p>4 第 1 項第 2 号の看護職員及び介護職員は、</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型特定施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の<u>介護老人保健施設</u>又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この章において「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。)にあつては、常勤換算方法で1以上とする。</p>	<p>主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型特定施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の<u>介護老人保健施設、介護医療院</u>又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この章において「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。)にあつては、常勤換算方法で1以上とする。</p>
5・6 (略)	5・6 (略)
<p>7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>	<p>7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>
<p>(1) <u>介護老人保健施設</u> 支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士又は介護支援専門員</p>	<p>(1) <u>介護老人保健施設</u> 支援相談員、理学療法士、<u>作業療法士</u>若しくは<u>言語聴覚士</u>又は介護支援専門員</p>
(2) (略)	(2) (略)
(新設)	<u>(3) 介護医療院</u> 介護支援専門員
8～10 (略)	8～10 (略)
(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)	(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)
第139条 (略)	第139条 (略)
2～3 (略)	2～3 (略)
4・5 (略)	4・5 (略)
6 (略)	6 (略)
(新設)	<p>7 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催</p>

条例（現行）	条例（改正案）
	<p>するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</p>
7 (略)	8 (略)
<p>(従業者の員数)</p> <p>第 153 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第 180 条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）及びユニット型指定介護老人福祉施設（長崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年長崎市条例第 48 号）第 44 条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。）を併設する場合又は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の介護職員及び看護職員（第 189 条第 2 項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第 153 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第 180 条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（長崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年長崎市条例第 48 号。以下「<u>指定介護老人福祉施設基準条例</u>」という。）第 44 条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（<u>指定介護老人福祉施設基準条例第 53 条第 2 項の規定に基づき配置される看護職員に限る。</u>）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第 189 条第 2 項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第154条第1項第6号並びに第182条第1項第3号において同じ。）、<u>介護老人保健施設又は病院若しくは診療所</u>であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>	<p>4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第154条第1項第6号並びに第182条第1項第3号において同じ。）、<u>介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所</u>であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>
<p>5～7 （略）</p>	<p>5～7 （略）</p>
<p>8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は介護支援専門員</u></p> <p>(3) （略）</p> <p>(新設)</p>	<p>8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員</u></p> <p>(3) （略）</p> <p><u>(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員</u></p>
<p>9～13 （略）</p>	<p>9～13 （略）</p>
<p>14 （略）</p>	<p>14 （略）</p>
<p>15～17 （略）</p>	<p>15～17 （略）</p>
<p>（サービス提供困難時の対応） 第155条 指定地域密着型介護老人福祉施設</p>	<p>（サービス提供困難時の対応） 第155条 指定地域密着型介護老人福祉施設</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>は、入所申込者が入院治療を必要とする場合          その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を          提供することが困難である場合は、適切な病          院若しくは診療所又は<u>介護老人保健施設</u>を          紹介する等の適切な措置を速やかに講じな          ければならない。</p>	<p>は、入所申込者が入院治療を必要とする場合          その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を          提供することが困難である場合は、適切な病          院若しくは診療所又は<u>介護老人保健施設若          しくは介護医療院</u>を紹介する等の適切な措          置を速やかに講じなければならない。</p>
<p>（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生          活介護の取扱方針）</p>	<p>（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生          活介護の取扱方針）</p>
<p>第 159 条 （略）</p>	<p>第 159 条 （略）</p>
<p>2・3 （略）</p>	<p>2・3 （略）</p>
<p>4・5 （略）</p>	<p>4・5 （略）</p>
<p>6 （略）</p>	<p>6 （略）</p>
<p>（新設）</p>	<p><u>7</u> 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体          的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措          置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策          を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催          するとともに、その結果について、介護          職員その他の従業者に周知徹底を図るこ          と。</p> <p>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針          を整備すること。</p> <p>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身          体的拘束等の適正化のための研修を定期          的に実施すること。</p>
<p><u>7</u> （略）</p>	<p><u>8</u> （略）</p>
<p>（新設）</p>	<p>（緊急時等の対応）</p>
<p>（運営規程）</p>	<p><u>第 167 条の 2</u> 指定地域密着型介護老人福祉施          設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設          入所者生活介護の提供を行っているときに          入所者の病状の急変が生じた場合その他必          要な場合のため、あらかじめ、第 153 条第 1          項第 1 号に掲げる医師との連携方法その他の          緊急時等における対応方法を定めておかな          なければならない。</p>
<p>第 170 条 指定地域密着型介護老人福祉施設          は、次に掲げる施設の運営についての重要事</p>	<p>（運営規程）</p> <p>第 170 条 指定地域密着型介護老人福祉施設          は、次に掲げる施設の運営についての重要事</p>



条例（現行）	条例（改正案）
<p>項に関する規程を定めなければならない。  (1) ～ (5) (略)  (新設)  <u>(6)・(7)</u> (略)</p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)  第 184 条 (略)  2～5 (略)</p>	<p>項に関する規程を定めなければならない。  (1) ～ (5) (略)  <u>(6)</u> 緊急時等における対応方法  <u>(7)・(8)</u> (略)</p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)  第 184 条 (略)  2～5 (略)</p>
<p>6・7 (略)</p> <p>8 (略)  (新設)</p>	<p>6・7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p><u>9</u> ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。  (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。  (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。  (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p>
<p><u>9</u> (略)</p> <p>(運営規程)  第 188 条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。  (1) ～ (6) (略)  (新設)  <u>(7)・(8)</u> (略)</p>	<p><u>10</u> (略)</p> <p>(運営規程)  第 188 条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。  (1) ～ (6) (略)  <u>(7)</u> 緊急時等における対応方法  <u>(8)・(9)</u> (略)</p>
<p>(従業者の員数等)  第 193 条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき</p>	<p>(従業者の員数等)  第 193 条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス（看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護（本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第6項において同じ。）に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。</p>	<p>指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス（看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護（第83条第7項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>2～5 （略）</p> <p>6 宿泊サービス（登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護（本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下同じ。）の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。</p> <p>7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設</p>	<p>多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第6項において同じ。）に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 宿泊サービス（登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護（<u>第83条第7項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下同じ。）の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。</u></p> <p>7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p><u>(5) 介護医療院</u></p> <p><u>8</u> 第 1 項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について 3 年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。</p> <p><u>9</u> 第 1 項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>(新設)</p> <p>8・9 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>10 (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第194条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 前項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。</p> <p>(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)</p>	<p>認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。</p> <p>10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。</p> <p>11・12 (略)</p> <p>13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第201条において「研修修了者」という。）を置くことができる。</p> <p>14 (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第194条 (略)</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。</p> <p>3 第1項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。</p> <p>(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)</p>

条例（現行）	条例（改正案）																
<p>第195条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、<u>介護老人保健施設</u>、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であつて、厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。</p>	<p>第195条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、<u>介護老人保健施設</u>、<u>介護医療院</u>、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であつて、厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。</p>																
<p>（登録定員及び利用定員）</p>	<p>（登録定員及び利用定員）</p>																
<p>第196条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を<u>29人</u>以下とする。</p>	<p>第196条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を<u>29人</u>（<u>サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>にあつては、<u>18人</u>）以下とする。</p>																
<p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。</p>	<p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。</p>																
<p>(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める<u>利用定員</u>）まで</p>	<p>(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては登録定員に応じて、次の表に定める<u>利用定員</u>、<u>サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>にあつては<u>12人</u>）まで</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	<table border="1"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人
登録定員	利用定員																
26人又は27人	16人																
28人	17人																
29人	18人																
登録定員	利用定員																
26人又は27人	16人																
28人	17人																
29人	18人																

条例（現行）	条例（改正案）
<p data-bbox="245 163 794 241">(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用 定員の3分の1から<u>9人</u>まで</p> <p data-bbox="217 394 437 425">（設備及び備品等）</p> <p data-bbox="197 441 408 472">第197条（略）</p> <p data-bbox="197 488 794 611">2 前項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p data-bbox="245 624 392 656">(1) （略）</p> <p data-bbox="245 672 411 703">(2) 宿泊室</p> <p data-bbox="284 719 462 750">ア～エ（略）</p> <p data-bbox="272 766 352 797">（新設）</p> <p data-bbox="197 1084 347 1115">3・4（略）</p> <p data-bbox="213 1178 794 1256">（看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成）</p> <p data-bbox="197 1272 794 1574">第201条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、<u>介護支援専門員</u>に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等（准看護師を除く。第9項において同じ。）に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p data-bbox="197 1778 360 1809">2～10（略）</p> <p data-bbox="213 1872 293 1904">（準用）</p> <p data-bbox="197 1919 794 2045">第204条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第43条の2、第60条の</p>	<p data-bbox="868 163 1417 338">(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用 定員の3分の1から<u>9人</u>（<u>サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>にあっては、<u>6人</u>）まで</p> <p data-bbox="839 394 1059 425">（設備及び備品等）</p> <p data-bbox="820 441 1031 472">第197条（略）</p> <p data-bbox="820 488 1417 611">2 前項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p data-bbox="868 624 1015 656">(1) （略）</p> <p data-bbox="868 672 1031 703">(2) 宿泊室</p> <p data-bbox="906 719 1085 750">ア～エ（略）</p> <p data-bbox="906 766 1417 1068"><u>オ</u> <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>が診療所である場合であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。</p> <p data-bbox="820 1084 970 1115">3・4（略）</p> <p data-bbox="836 1178 1417 1256">（看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成）</p> <p data-bbox="820 1272 1417 1765">第201条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、<u>介護支援専門員</u>（<u>第193条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>にあっては、<u>研修修了者</u>。以下この条において同じ。）に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等（准看護師を除く。第9項において同じ。）に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p data-bbox="820 1778 983 1809">2～10（略）</p> <p data-bbox="836 1872 916 1904">（準用）</p> <p data-bbox="820 1919 1417 2045">第204条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第43条の2、第60条の</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>11、第 60 条の 13、第 60 条の 16、第 60 条の 17、第 88 条から第 91 条まで、第 94 条から第 96 条まで、第 98 条、第 99 条、第 101 条から第 105 条まで及び第 107 条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 204 条において準用する第 101 条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 60 条の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 9 章第 4 節」と、第 60 条の 13 中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 60 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、「活動状況」とあるのは「<u>通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況</u>」と、第 90 条及び第 98 条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 107 条中「第 83 条第 6 項」とあるのは「第 193 条第 7 項各号」とする。</p>	<p>11、第 60 条の 13、第 60 条の 16、第 60 条の 17、第 88 条から第 91 条まで、第 94 条から第 96 条まで、第 98 条、第 99 条、第 101 条から第 105 条まで及び第 107 条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 204 条において準用する第 101 条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 60 条の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 9 章第 4 節」と、第 60 条の 13 中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 60 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、「活動状況」とあるのは「<u>通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況</u>」と、<u>第 88 条中「第 83 条第 12 項」とあるのは「第 193 条第 13 項」と</u>、第 90 条及び第 98 条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 107 条中「第 83 条第 6 項」とあるのは「第 193 条第 7 項各号」とする。</p>
<p>附則 第 5 項 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 4 条第 2 項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第 7 項において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成 30 年 3 月 31 日までの間に転換（当該病院の一般病</p>	<p>附則 第 5 項 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 4 条第 2 項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第 7 項において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換（当該病院の一般病</p>



条例（現行）	条例（改正案）
<p>床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行い、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第154条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。</p>	<p>床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行い、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第154条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。</p>
<p>第6項 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行い、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第154条第1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>第6項 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行い、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第154条第1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
<p>第7項 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病</p>	<p>第7項 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行い、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第154条第1項第8号及び第182条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。</p>	<p>床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行い、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第154条第1項第8号及び第182条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><b>第8項</b> 第131条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。</p> <p>(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数</p>

条例（現行）	条例（改正案）
(新設)	<p><u>第9項</u> 第133条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。</p>



○長崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年長崎市条例第12号）

条例（現行）	条例（改正案）
<p>第 80 条 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに、<u>指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士</u>（以下この章において「<u>理学療法士等</u>」という。）を置かなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第 81 条第 1 項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第 80 条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第 81 条第 1 項に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、<u>前項</u>に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>第 80 条 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに<u>置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 医師</u> 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な 1 以上の数</p> <p><u>(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士</u>（以下この章において「<u>理学療法士等</u>」という。） 1 以上</p> <p>2 前項第 1 号の医師は、常勤でなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第 81 条第 1 項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第 80 条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第 81 条第 1 項に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、<u>第 1 項</u>に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>
<p>第 81 条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所又は<u>介護老人保健施設</u>であつて、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定介護予防訪問リハビリテーショ</p>	<p>第 81 条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>であつて、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定介護予防訪問リハ</p>

ンの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 (略)

第 88 条 指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導(以下「指定介護予防居宅療養管理指導」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員(歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。)、歯科衛生士(歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。)又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第 89 条 指定介護予防居宅療養管理指導の事業を行う者(以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下「介護予防居宅療養管理指導従業者」という。)は、次の各号に掲げる指定介護予防居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 次に掲げる介護予防居宅療養管理指導従業者とする。

ア 医師又は歯科医師

イ その提供する指定介護予防居宅療養管理指導の内容に応じた適当数の薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士

ビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 (略)

第 88 条 指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導(以下「指定介護予防居宅療養管理指導」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士(歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。)又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第 89 条 指定介護予防居宅療養管理指導の事業を行う者(以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下「介護予防居宅療養管理指導従業者」という。)は、次の各号に掲げる指定介護予防居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 次に掲げる介護予防居宅療養管理指導従業者とする。

ア 医師又は歯科医師

イ その提供する指定介護予防居宅療養管理指導の内容に応じた適当数の薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士

<p>(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> 指定訪問看護ステーション等(指定訪問看護ステーション(指定居宅サービス等基準条例第65条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。)及び指定介護予防訪問看護ステーションをいう。以下この章において同じ。)である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 看護職員</p> <p>2 (略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>2 (略)</p>
<p>第90条 指定介護予防居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所、<u>薬局又は指定訪問看護ステーション等</u>であつて、指定介護予防居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第92条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p>(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)</p> <p>第96条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3</u> 看護職員の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うものとする</p>	<p>第90条 指定介護予防居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所又は<u>薬局</u>であつて、指定介護予防居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第92条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p><u>(5)</u> 通常事業の実施地域</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)</p> <p>第96条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(削る)</p>

る。

(2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項を指導し、又は助言するものとする。

(3) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は介護予防支援事業者等に報告するものとする。

第119条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所は、指定介護予防通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等であつて、3平方メートルに利用定員(当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において同時に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。)を乗じて得た面積以上のものを有しなければならない。ただし、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設である場合にあつては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。

2・3 (略)

(従業者の員数)

第130条 (略)

2・3 (略)

4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム(老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。)、病院、診療所、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設(以下「特別養護老人ホーム等」という。)に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老

第119条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所は、指定介護予防通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等であつて、3平方メートルに利用定員(当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において同時に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。)を乗じて得た面積以上のものを有しなければならない。ただし、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあつては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。

2・3 (略)

(従業者の員数)

第130条 (略)

2・3 (略)

4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム(老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。)、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設(以下「特別養護老人ホーム等」という。)に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であつて、当



人ホーム等と一体的に運営が行われるもの(以下「併設事業所」という。)については、老人福祉法、医療法(昭和23年法律第205号)又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

5~7 (略)

第174条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

(1) ~ (4) (略)

(新設)

2 (略)

第175条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) ~ (3) (略)

(4) 診療所(療養病床を有するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる要件に適合すること。

ア (略)

イ 食堂及び浴室を有すること。

ウ (略)

該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの(以下この節及び次節において「併設事業所」という。)については、老人福祉法、医療法(昭和23年法律第205号)又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

5~7 (略)

第174条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

(1) ~ (4) (略)

(5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

2 (略)

第175条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) ~ (3) (略)

(4) 診療所(療養病床を有するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる要件に適合すること。

ア (略)

イ 浴室を有すること。

ウ (略)

(新設)

2・3 (略)

(対象者)

第 176 条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号)第 4 条第 2 項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

(定員の遵守)

第 180 条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) ~ (3) (略)

(新設)

(5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(長崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成 30 年長崎市条例第 号)第 44 条に規定するユニット型介護医療院をいう。第 192 条及び第 196 条において同じ。))に関するものを除く。)を有することとする。

2・3 (略)

(対象者)

第 176 条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号)第 4 条第 2 項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

(定員の遵守)

第 180 条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) ~ (3) (略)

(4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場

第192条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

(新設)

2 (略)

(定員の遵守)

第196条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者(当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。)数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(新設)

合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第192条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

(5) 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)を有することとする。

2 (略)

(定員の遵守)

第196条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者(当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。)数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超える

(従業者の員数)

第 204 条 (略)

2~7 (略)

8 第 2 項第 2 号の看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ 1 人以上は常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか 1 人が常勤であれば足りるものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第 212 条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(趣旨)

第 226 条 前各節の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防特定施設入居者生活介護であつて、当該指定介護予防特定施設の従業者により行われる介護予防特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等(以下この節において「基本サービス」という。))及び当該指定介護予防特定施設の事業者が委託する事業者(以下

(従業者の員数)

第 204 条 (略)

2~7 (略)

8 第 2 項第 2 号の看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ 1 人以上は常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか 1 人が常勤であれば足りるものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第 212 条 (略)

2・3 (略)

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(趣旨)

第 226 条 前各節の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防特定施設入居者生活介護であつて、当該指定介護予防特定施設の従業者により行われる介護予防特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等(以下この節において「基本サービス」という。))及び当該指定介護予防特定施設の事業者が委託する事業者(以下

この節において「受託介護予防サービス事業者」という。)により、当該介護予防特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話(以下この節において「受託介護予防サービス」という。)をいう。)の事業を行うものの基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節に定めるところによる。

(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第251条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第238条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。

(2) ~ (6) (略)

(新設)

(介護予防福祉用具貸与計画の作成)

第252条 (略)

2・3 (略)

4 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成した際には、当該介護予防福

この節において「受託介護予防サービス事業者」という。)により、当該介護予防特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話(以下この節において「受託介護予防サービス」という。)をいう。以下同じ。)の事業を行うものの基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節に定めるところによる。

(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第251条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第238条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。

(2) ~ (6) (略)

(7) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

(介護予防福祉用具貸与計画の作成)

第252条 (略)

2・3 (略)

4 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成した際には、当該介護予防福

祉用具貸与計画を利用者<sup>に</sup>交付しなければ  
ならない。

5～8 (略)

附則

(新設)

(新設)

祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者<sup>に</sup>  
に係る介護支援専門員<sup>に</sup>交付しなければなら  
ない。

5～8 (略)

附則

**第 14 項** 第 204 条の規定にかかわらず、療養  
病床等を有する病院又は病床を有する診療  
所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当  
該診療所の病床を平成 36 年 3 月 31 日までの  
間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診  
療所の病床の病床数を減少させるとともに、  
当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホ  
ーム（老人福祉法第 20 条の 6 に規定する軽  
費老人ホームをいう。）その他の要介護者、  
要支援者その他の者を入所又は入居させる  
ための施設の用に供することをいう。次項及  
び附則第 16 項において同じ。）を行って指  
定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サ  
ービス利用型指定介護予防特定施設入居者  
生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併  
設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施  
設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併  
設される指定介護予防特定施設をいう。以下  
同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び  
計画作成担当者の員数の基準は、次のとおり  
とする。

- (1) 機能訓練指導員 併設される介護老人  
保健施設、介護医療院又は病院若しくは  
診療所の理学療法士、作業療法士又は言  
語聴覚士により当該医療機関併設型指定  
介護予防特定施設の利用者の処遇が適切  
に行われると認められるときは、置かな  
いことができること。
- (2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該  
医療機関併設型指定介護予防特定施設の  
実情に応じた適當数

**第 15 項** 第 228 条の規定にかかわらず、療養  
病床等を有する病院又は病床を有する診療  
所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当

	<p>該診療所の病床を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 16 項</u> 第 206 条及び第 230 条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。</p>





○長崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年長崎市条例第13号）

条例（現行）	条例（改正案）
<p>（従業者の員数）</p> <p>第6条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、<u>介護老人保健施設</u>、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>（従業者の員数）</p> <p>第6条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、<u>介護老人保健施設</u>、<u>介護医療院</u>、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～7 (略)</p>
<p>（利用定員等）</p> <p>第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は法第8条の2第13項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、<u>指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設</u>においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p>	<p>（利用定員等）</p> <p>第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は法第8条の2第13項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、<u>指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設</u>（<u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>（指定地域密着型サービス基</p>

準条例第 180 条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。)においては施設ごとに1日当たり3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。

2 (略)

(従業者の員数等)

第 45 条

2~5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定	指定認知	介護職員
介護予防	症対応型	
小規模多	共同生活	
機能型居	介護事業	
宅介護事	所、指定地	
業所に中	域密着型	
欄に掲げ	特定施設、	
る施設等	指定地域	
のいずれ	密着型介	
かが併設	護老人福	
されている	祉施設又	
る場合	は指定介	
	護療養型	
	医療施設	
	(医療法	
	(昭和 23	
	年法律第	
	205号)第	
	7条第2	

2 (略)

(従業者の員数等)

第 45 条

2~5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定	指定認知	介護職員
介護予防	症対応型	
小規模多	共同生活	
機能型居	介護事業	
宅介護事	所、指定地	
業所に中	域密着型	
欄に掲げ	特定施設、	
る施設等	指定地域	
のいずれ	密着型介	
かが併設	護老人福	
されている	祉施設又	
る場合	は指定介	
	護療養型	
	医療施設	
	(医療法	
	(昭和 23	
	年法律第	
	205号)第	
	7条第2	

	7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)			項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は <u>介護医療院</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>7~13 (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第46条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、<u>介護老人保健施設</u>、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定地域密着型サービス基準条例第195条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第73条第2項及び第74条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)</p> <p>第47条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、<u>介護老人保健施設</u>、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能</p>			<p>7~13 (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第46条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、<u>介護老人保健施設</u>、<u>介護医療院</u>、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定地域密着型サービス基準条例第195条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第73条第2項及び第74条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)</p> <p>第47条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、<u>介護老人保健施設</u>、<u>介護医療院</u>、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防</p>		

型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であつて、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(協力医療機関等)

第 61 条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(管理者)

第 73 条 (略)

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第 74 条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であつて、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であつて、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(協力医療機関等)

第 61 条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(管理者)

第 73 条 (略)

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第 74 条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であつて、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第 79 条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(身体的拘束等の禁止)

第 79 条 (略)

2・3 (略)

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的  
に実施すること。

(協力医療機関等)

第 84 条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(協力医療機関等)

第 84 条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。



○長崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年長崎市条例第44号）

条例（現行）	条例（改正案）
<p>（基本方針）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立つて、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の<u>居宅サービス事業者</u>に不当に偏することのないよう公正中立に行わなければならない。</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、本市、地域包括支援センター、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、<u>介護保険施設等</u>との連携に努めなければならない。</p>	<p>（基本方針）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立つて、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の<u>指定居宅サービス事業者</u>（<u>法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。</u>以下同じ。）等に不当に偏することのないよう公正中立に行わなければならない。</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、本市、地域包括支援センター、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、<u>介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等</u>との連携に努めなければならない。</p>
<p>（従業者の員数）</p> <p>第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であつて常勤であるもの（<u>次条第2項を除き、以下単に「介護支援専門員」という。</u>）を置かなければならない。</p> <p>2（略）</p>	<p>（従業者の員数）</p> <p>第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であつて常勤であるものを置かなければならない。</p> <p>2（略）</p>
<p>（管理者）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 前項の管理者は、<u>介護支援専門員</u>でなければならない。</p> <p>3（略）</p>	<p>（管理者）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 前項の管理者は、<u>介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員</u>でなければならない。</p> <p>3（略）</p>

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき十分説明を行い、理解を得なければならない。

(新設)

3 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合は、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1)・(2) (略)

4 (略)

5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 指定居宅介護支援事業者は、第3項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第3項各号に掲げる方法のうち指定居

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき十分説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合は、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1)・(2) (略)

5 (略)

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に掲げる方法のうち指定居



<p>宅介護支援事業者が使用するもの</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) ~ (6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、<u>やむを得ない理由</u>がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>(12)・(13) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(14) 介護支援専門員は、<u>前号</u>に規定する実施</p>	<p>宅介護支援事業者が使用するもの</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) ~ (6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、<u>利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)</u>の心身の状況等により、<u>主治の医師又は歯科医師</u>(以下この条において「主治の医師等」という。)の意見を<u>勸案して必要と認める場合</u>その他の<u>やむを得ない理由</u>がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>(12)・(13) (略)</p> <p><u>(13)の2</u> 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。</p> <p>(14) 介護支援専門員は、<u>第13号</u>に規定する</p>
--	--

<p>状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(15)・(16) (略)</p> <p>(17)・(18) (略)</p>	<p>実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(15)・(16) (略)</p> <p>(17)・(18) (略)</p>
<p>(新設)</p> <p>(19) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合は、利用者の同意を得て<u>主治の医師又は歯科医師</u>(次号において「主治の医師等」という。)の意見を求めなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(20) ~ (25) (略)</p> <p>(26) (略)</p> <p>(27) (略)</p>	<p>(18)の2 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。)を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。</p> <p>(19) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合は、利用者の同意を得て<u>主治の医師等の</u>意見を求めなければならない。</p> <p>(19)の2 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。</p> <p>(20) ~ (25) (略)</p> <p>(26) (略)</p> <p>(27) (略)</p>

○長崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年長崎市条例第48号）

条例（現行）	条例（改正案）
<p>（基本方針）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、本市、地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、<u>介護保険施設</u>、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</p>	<p>（基本方針）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、本市、地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、<u>介護保険施設</u>、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者</u>、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</p>
<p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき十分説明を行い、理解を得なければならない。</p>	<p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、<u>利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等</u>につき十分説明を行い、理解を得なければならない。</p>
<p>（新設）</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があつた場合は、第1項の規定による文書の交付に代えて、<u>第6項</u>で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報</p>	<p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があつた場合は、第1項の規定による文書の交付に代えて、<u>第7項</u>で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報</p>

通信の技術を使用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1)・(2) (略)

4 (略)

5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 指定介護予防支援事業者は、第3項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第3項各号に掲げる方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの

(2) (略)

7 (略)

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第34条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(8) (略)

(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。))を招集して行う会議をいう。以下この条及び次条において同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めることがで

通信の技術を使用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1)・(2) (略)

5 (略)

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定介護予防支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に掲げる方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの

(2) (略)

8 (略)

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第34条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(8) (略)

(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。))を招集して行う会議をいう。以下この条及び次条において同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、担

<p>きるものとする。</p> <p>(10) ~ (14) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(15) ~ (20) (略)</p> <p>(21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合は、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(次号において「主治の医師等」という。)の意見を求めなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(22) ~ (28) (略)</p>	<p>当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</p> <p>(10) ~ (14) (略)</p> <p><u>(14) の 2</u> 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。</p> <p>(15) ~ (20) (略)</p> <p>(21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合は、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(次号及び第 22 号において「主治の医師等」という。)の意見を求めなければならない。</p> <p><u>(21) の 2</u> 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。</p> <p>(22) ~ (28) (略)</p>
--	---

